

イングランドおよびウェールズにおける リーガルサービス・プロバイダの多様性に 関する予備的考察

宮下 摩維子（早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程）

目次

- I. はじめに
- II. バリスターとソリシターへの分化
- III. イングランドおよびウェールズにおけるリーガルサービス・プロバイダ
 - 1. 法律専務職員（Chartered Legal Executive）
 - 2. パラリーガル(Paralegal)
 - 3. 不動産権譲渡専門弁護士（Conveyancer）
 - 4. 公証人（Notary）
 - 5. 弁理士（Patent Attorney）
 - 6. 商標弁護士（Trade Mark Attorney）
 - 7. 訴訟費用査定士（Costs Lawyer）
- IV. まとめにかえて

I. はじめに

本稿は、イギリスにおいて、どういった職種の人々が市民にリーガルサービスを提供しているのかを調査したものである。調査の対象法域は、イングランドおよびウェールズに限定した。イングランドおよびウェールズにおけるリーガルサービス・プロバイダとして、よく知られたバリスターとソリシターの他に、法律専務職員、パラリーガル、不動産権譲渡専門弁護士、公証人、弁理士、商標弁護士、訴訟費用査定士を挙げることができる。リーガルサービス・プロバイダには定まった定義が存在しないため、何らかの公的機関の管理下にある職種のみを対象とする見解もある。しかし、筆者は、現実には市民に対してリー

ガルサービスを提供しているという点から、比較的広く捉え、この9つの職種をリーガルサービス・プロバイダと定めることにした。本稿は、そうした認識に立ち、それぞれの職種を調査したものを取りまとめた予備的研究である。調査の過程で、日本ではあまり知られていない法律専門職の存在に複数接する機会を得た。そのため、本稿では、そういった日本には馴染みのない職種を特に詳細に説明することを心掛けたい。

II. バリスターとソリシターへの分化

イングランドおよびウェールズの法曹として、バリスターとソリシターは非常によく知られている。これらの違いは、バリスターが弁論および助言をすることに業務が制限されているのに対し、ソリシターには基本的に法廷での弁論が許されないことである。この両者に関しては、さほど説明の必要はないように思われるため、他の職種のように資格取得の方法などには触れず、歴史的経緯を含めた両者の違いを明確にすることに注力し、他の職種を紹介する上での前提として触れておきたい。

法曹がバリスターとソリシターに分化し始めたのは、弁護士の職業が盛んになり始めた1340年頃に遡る。当時、コモン・ロー裁判所で弁論を行う弁護士は、サージェント¹とバリスターに限定され、訴訟の準備段階ではアトニー (attorney)²として知られる職種の者が担っていた³。サージェントは、the Courts of Common Pleasにおいて、バリスターより上位の実務家であったが、サージェントの職種は、1873年 Judicature Act によって廃止され、本法の制定により、弁論を行う業務はバリスターのみが担うこととなった。バリスターは、上級裁判所における弁護活動を独占していたが、1999年 the Access to Justice Act 改正によって、この独占状態も解消されている。

21世紀になると、バリスターが二種類に分類できるようになる。一つは、雇われのバリ

¹ 『英米法辞典』田中英夫編集代表 (東京大学出版会・1991年) は、サージェントを以下のように説明する。

「Serjeant of the coif ともいう。Barrister より上位の存在。14世紀初めに、それまでの narrator (代弁人) がこうよばれるようになったもので、国王裁判所の裁判官は当時は serjeant のなかから選ばれ、両者の間に強い一体感が存した。また1846年まで Court of Common Pleas (人民間訴訟裁判所)での弁論権を独占していた。Serjeants' Inn を構成。Supreme Court of Judicature Act 1873 (最高法院法)で廃止。」

² 『英米法辞典』田中英夫編集代表 (東京大学出版会・1991年) は、アトニーを以下のように説明する。

「イギリスのコモン・ロー裁判所で当事者の代理人を務めるものとして、12世紀に responsalis (訴訟代理人) とよばれる職業が発生したが、これが、13世紀になると attorney とよばれるようになった。そして14世紀には、serjeant, barrister, attorney という、互いに上下関係にある3つの階層が成立したが、16世紀後半に、attorney は barrister の団体である Inns of Court から追放され、barrister とは独立の(したがって制度的に上下関係にない)法曹グループとなった。そして、その後次第にエクイティの分野の solicitor、教会法、海法の分野の proctor との一体感を強めていき、最後に Supreme Court of Judicature Act 1873 (最高法院法)によってこの三者が統合されて、solicitor of the Supreme Court とよばれるようになった。」

³ Walker R, *The English Legal System*, London, Butterworths, 1985, p 248.

スターであって、この場合バリスターは雇用主に対し、法的な助言だけを行うことができる。もう一方は、独立した実務家としてのバリスターであって、この場合は、他のバリスターや専門家とパートナーシップを組んだり、協力関係になったりする必要はない。バリスターは、全員 the General Council of the Bar という専門家規制団体に属した上で、4つある“Inns of Court”の一つにも所属する。Inns が全てのバリスターの任命権限を有している。

これに対して、ソリシターは別の専門家集団である the Law Society に所属しており、伝統的には弁論権を有しない。ソリシターは一般的には、法的な問題に対してクライアントに助言をし、書類の作成をし、土地の売買を行い、訴訟の準備をしたうえで、より複雑な問題はバリスターに委ねる。しかし、ソリシターにとって最も大きな仕事は 1985 年まで独占していた不動産売買業務である。ソリシターは 15 世紀になってはじめて台頭し、大法官裁判所 (the Court of Chancery) で実務を行ってきた。ソリシターは当初は、アトニーよりも下位であると認識されていたが、18 世紀になると両者の違いは徐々に小さくなっていき、ついに 1873 年 the Judicature Act で、アトニーは廃止された。なお、ソリシターは前述のとおり the Law Society のメンバーであるため、the Law Society の規定に従わなければならない。the Law Society の前身は、1739 年に設立された“The Society of Gentlemen Practitioners in the Courts of Law and Equity.”と呼ばれる団体であった。ソリシターは、裁判所で弁論をすることもできるが、1999 年まではこの弁論権は下級裁判所に限定されていた。

21 世紀において、バリスターとソリシターの最大の違いは、クライアントと法律家の接点であろう。ソリシターは、クライアントと直接にやり取りをするのに対し、バリスターはほとんどの場合、ソリシターからの依頼で法的助言を行う。18 世紀後半から 19 世紀にかけて、バリスターは一般的により高度な教育を受け、社会的にもソリシターよりも上位に位置すると認識されていたことは明らかであった⁴。バリスターは一度資格を得ると 18 世紀の紳士が身につけていたような鬘と法服を、現在でも着ることになっており、特定の社会的階級を示している。バリスターの社会的・教育的ヒエラルキーがソリシターのそれより上位に位置づけられているのであれば、バリスターおよびソリシターを除くリーガルサービス・プロバイダの位置づけは、さらにこの下に位置することになるだろう。

Ⅲ. イングランドおよびウェールズにおけるリーガルサービス・プロバイダ

⁴ Roger Kerridge and Gwynn Davis, *Reform of the Legal Profession: An Alternative Way Ahead*, 62 Modern Law Review 807, 1999, p 808.

1. 法律専務職員 (Chartered Legal Executive) ⁵

法律専務職員は民事訴訟および刑事訴訟・不動産売買・会社法・家族法・公法の分野を専門に扱う有資格の法律職である。クライアントから必要情報の記載された書類を受け取って業務にあたり、クライアントから直接に支払いを受ける。詳細は後述するが、法律専務職員の資格付与に関しては法律専務協会 (The Chartered Institute of Legal Executives・CILEx)が管理しており、CILExの主催する養成講座を受講した者だけが、法律専務職員の資格を得ることができる。英米法辞典によれば、法律専務職員は古くから存在し、かつてはイギリスのソリシターの事務所で managing clerk (法律事務所書記)とよばれていたとされる。1963年にCILExの結成以降、法律専務職員と呼ぶようになった。現在、有資格者と修習生とあわせておおよそ 20,000 人いるとされており、うち有資格者は 7,500 人程度である ⁶。

また、修習中でも年間£15,000(約 220 万円)から£28,000(約 400 万円)、修習後の3年間の実務経験を積む期間でも年間£35,000(約 500 万円)から£55,000(約 800 万円)程度の給与を得ることができ、またその後にはソリシターになる可能性も開けてくることから、一つのステップとして法律専務職員を志す者も多い。

a 資格の取得

法律専務職員になるためには、学位は必要ではないものの、GCSE (General Certificate of Secondary Education) ⁷で少なくとも4教科のうちC以上の成績を取ることをCILExは推奨している。学科科目は、CILEx Level 3 Professional Diploma in Law and Practiceと呼ばれる研修の第一段階と、CILEx Level 6 Professional Higher Diploma in Law and Practiceと呼ばれる学問分野の研修の最終段階とに分類される。第一段階は2年間の課程であって、上級課程 (A-levels) に相当するのに対し、最終段階は、学位認定の際の優の評価 (honours degree) に相当する。したがって、この評価を得ることができれば、CILExを修了したとみなされる。

レベル6を修了すると、有資格者として採用され、ソリシター、バリスター、経験を積

⁵ 法律専務職員については以下のサイトに依拠した。

<https://www.prospects.ac.uk/job-profiles/chartered-legal-executive-england-and-wales>.

また、イングランドのソリシターである Jimi Carruthers 氏に、その実態に関する調査にご助力いただいた。感謝の意を表したい。

⁶

<http://studenttimes.org/careers/industry-sector-guides/law-and-legal-services/pro-associations/chartered-institute-legal>.

⁷ イングランドおよびウェールズにおいて、16歳で義務教育を修了する際に受ける試験を指す。成績はAからGのグレードで評価される。

んだ法律専務職員、有資格の不動産専門弁護士のいずれかの監督のもと、最低でも3年間の実務研修を積まなくてはならないが、このうち2年は CILEx の開講する講座の受講と並行して進めることができる。この実務研修を経て、ようやく、CILEx の正会員 (Fellow of CILEx) と認められる。ただし、法律学の学位もしくは、法律学の大学院の Diploma (GDL) を取得していれば、上記のような途を經由せずとも、CILEx Graduate Fast-Track Diploma (Level 6 Diploma in Legal Practice) を取得することも可能である。

なお、CILEx の資格を得ようとする者の多くは、既に法律関係の仕事をしており、雇用主の経済的な支援を受けて、資格の取得をめざすことが多い。法律関係の仕事をしたことがない場合には、資格取得後の就職の可能性を広げるために、研修前、もしくは研修中に法律関連業務の経験を積むことが望ましいとされる。

b キャリアパス

法律専務職員の資格を取得した後の就職先として、主なものは中規模もしくは大規模のソリシターのローファームである。地域社会の法律問題を扱う一般人向きの実務を扱う事務所、個人のクライアントと、商事事件の両方を扱う中規模の事務所、商事事件のみを扱う大規模な法律事務所が考えられるが、どの事務所に所属したとしても、法律専務職員には専門の業務がある。また、地方自治体や企業の法務部への採用も選択肢である。こうした場所に採用された場合は、地域での活動に密着する業務が多く、広い社交性が求められる。この他に、公訴局 (Crown Prosecution Service・CPS)⁸ に採用されて刑事事件を扱うこともあるし、もしくは金融機関に採用されることもある。

c パラリーガルとの違い

次項で取り上げるパラリーガルと法律専務職員との違いは、第一に有資格の法曹と認定されるか否かという点である。パラリーガルに比べて、法律専務職員の職責は当然に重いとされる。法律専務職員は宣誓供述管理官 (Commissioner for Oaths) になることができるといった点がこの好例である。また、県裁判所、家事事件裁判所、少年法廷を含む治安判事裁判所、検屍官裁判所、そのほか多くの裁判所で、法律専務職員が担当する特定の法域に関しては依頼人の代理をすることができる点も、通常のパラリーガルとは異なる。

⁸ 『英米法辞典』田中英夫編集代表 (東京大学出版会・1991 年) によれば、公訴局とは「Prosecution of Offences Act 1985 (犯罪の訴追に関する法律) により設置された、イングランドおよびウェールズにおいて一定の事件の訴追を担当する機関」を指す。公訴官 (Crown Prosecutor) に任命されるのは、法曹資格を有するバリスターおよびソリシターであって、法律専務職員は、公訴官を補助するケースワーカーとしての業務をこなすようである。

<http://www.inputyouth.co.uk/jobguides/job-crownprosecutionserviceadministrator.html>.

2. パラリーガル(Paralegal)

アメリカにおいて 1960 年代になってようやくパラリーガルと呼ばれる人々があらわれだしたのと対照的に、イングランドにおけるパラリーガルの概念は、非常に古くに確立している。何世紀にもわたって、イングランドの法曹の傍らには、名称は様々であったものの、常に彼らをサポートする人々がいた。これが今日のパラリーガルの原型である。イングランドのパラリーガル教育と、実務研修は特徴的であるとされ、またパラリーガルの役割が、市民の司法へのアクセスを推し進めている点も注目に値する。加えて、*Legal Services Act 2007* は法廷での弁論や文書の準備ではなく、法的助言であれば、法曹資格のない者でもその行為を禁じておらず⁹、この規定は司法へのアクセスを、アメリカでは考えられないほどに高めていると評価されている¹⁰。イングランドのパラリーガルは、バリスターもしくはソリシターの有資格者ではなく、また、法曹資格を与えられていて、法律家と認められる法律専務職員でもない¹¹。

アメリカにおけるパラリーガルと、イングランドにおけるそれは、非常に似通っている。しかし、弁護士にバリスター・ソリシターの区別のあるイングランドにおいては、違う部分もある。パラリーガルの教育と職業訓練の機会異なるし、そうした機会を法曹になるための一つのステップとして役立てようとするパラリーガル自身の意思も違う。

歴史的にみても、パラリーガルという呼び方があまり使われてこなかったことは前述のとおりであって、むしろ *clerk* や *managing clerk* という呼び名が一般的であった。1982 年に Johnson と Flood が発表した研究¹²の中でも、こうした人々がしばしば *clerk* または *legal executive* と呼ばれていたと述べられている。この研究のなかで、Johnson と Flood はパラリーガルを「ローファームで働く職員のうち、法曹資格を有せず、しかし弁護士の監督および管理のもと、弁護士の行う法律業務を行う者。」と定義した。アメリカにおいて

⁹ section 12.

¹⁰ Noel Semple, *Access to Justice: Is Legal Services Regulation Blocking the Path?*, 20(3) *International Journal of the Legal Profession* 267, 2014.
<http://scholar.uwindsor.ca/lawpub/3>.

¹¹ パラリーガルの範囲は明確ではなく、前述の法律専務職員をこの枠内に含める場合もあるようである。たとえば、1993 年に行われた研究(Sidaway J & Punt T, *Paralegal Staff in Solicitors' Firms*, The Law Society Research and Policy Planning Unit)によれば、パラリーガルは以下のような職種であるとされた。

- ・法律専務職員
- ・法律専務職員修習生
- ・不動産専門弁護士、およびアシスタント
- ・法律アシスタント
- ・一般事務職員

この他にも、検認事務職員、法律秘書、訴訟アシスタント、会計事務職員、婚姻関係事務職員といった職種も、パラリーガルに含めることができるとしている。しかし、本稿では、資格職である法律専務職員はパラリーガルから除外して論じることとする。

¹² Johnson Q & Flood J, *Paralegals in English and American Law Offices*, 2 Windsor Yearbook of Access to Justice 152, 1982, p 153.

何十年もの間パラリーガルという用語が広く使われ、また広く認識されているのに対し、イングランドにおいては法曹ではないにも関わらず法律関連職につく者の呼称は様々であって、その者が実際にどのような法領域を業務内容として扱っているかによって異なる。legal executive という呼称は特に広く用いられ、この中には法曹として裁判所に認定されていないにしても、報酬が発生する業務に携わる全てのスタッフや事務官を含む。この用語は、古くは solicitor's managing clerk と呼ばれていたとされている。Zander は、こうした職種を“unadmitted clerks”と呼んだ¹³。

また、ソリシターの修習生という用語がパラリーガルと同義で用いられることもある。ソリシターとして正式に法曹資格を授与されるためには、学科試験に合格したのち、ローファームと司法修習契約 (training contract) を結んで、修習を受けなくてはならない。しかし、この司法修習契約を結ぶには非常に熾烈な競争を勝ち抜く必要があり、修習の受け入れ先を見つけられないことも多い。そういったロースクールの修了生が、パラリーガルとしての業務を請け負う事例も多く存在する。

こうした事情を鑑みると、イングランドおよびウェールズにおいて、パラリーガルという職種は、必ずしも正式な資格を有するとは限らず、その業務の範囲にも個人によって大きな隔たりがあるように見受けられる。

a 歴史的経緯

イングランドにおいて、パラリーガルという呼称が比較的新しいことは前述のとおりである。パラリーガルの前身である solicitors' managing clerk の存在が初めて記録に示されたのは 19 世紀であると言われ、更に小説に描かれたことで広く認知されるようになったと言われる¹⁴。

managing clerk の初めての団体は 1892 年 8 月 2 日にロンドンにおいて結成された。最高裁判所の規則が改正され、solicitors' managing clerk の業務が制限されるのではないかという噂が流れ、これに不安を覚えた managing clerk の一人が結成を呼び掛けたものである¹⁵。結局この噂は事実とは異なるものであったが、これをきっかけに 291 人の managing clerk が会議に出席をして Solicitors' Managing Clerks' Association (SMCA) と

¹³ Michael Zander, *Legal Services for the Community*, Temple Smith, London, 1978, p 299.

Zander は地域の法的サービスについて研究を行い、1978 年に著書に纏めた。

¹⁴ 最も有名な例は、Charles Dickens がデイヴィッド・コパーフィールド (David Copperfield) という小説で Uriah Heep という人物を登場させたことである。この作品は、ディケンズの自伝的要素が強いと言われるもので、ディケンズ自身が法律事務所で働いた経験が反映されている。そういった意味でも、この時代に既に現在のパラリーガルの前身となる職種が存在していたとしてよいだろう。(John Marshall Gest, *The Lawyer in Literature*, The Boston Book Company, 1913, p 5.)

¹⁵ Murray J, *A Short History of the Solicitors' Managing Clerks' Association*, The Solicitors' Managing Clerks' Gazette 112, 1950, p 112.

いう職能集団が結成された。この集団は、会員に仕事を斡旋するだけでなく、講義を行うなどして若手の育成につとめ、活発な活動を行った。また、1949年からは資格試験も主催し、自身の地位の向上に努めた。1963年に Institute of Legal Executives (ILEX)¹⁶に名称を変更するまで継続した¹⁷。しかし、結成から90年後の1982年には、会員数がロンドンだけで1000人を超す巨大な集団に成長していたが、managing clerkと単なる補助職員との区別が難しくなっていたとされている¹⁸。また、ローファーム以外で法律業務を行っていたパラリーガルについては、記録が残されておらず、その実態は把握できない。

b 今日のパラリーガルの業務

2001年にTaylor Rootが行った調査¹⁹によれば、近年のパラリーガルは3つのグループに分類することができる。

① 臨時採用のパラリーガル

大規模な部署で最もよく見受けられるのが、臨時採用のパラリーガルである。こうしたパラリーガルは、一時的に、もしくはプロジェクト単位で雇用され、主に事務作業を請け負っている。具体的には、コピー、ファックス、書類整理、校正、情報入力、関連文書の再確認、相当な注意義務の確認 (due diligence)、データルームの設置および管理、文書の符号化、索引をつける作業、審理用訴訟記録の作成などが業務内容として挙げられる。

② 常勤採用のパラリーガル

常勤採用のパラリーガルの職責は、臨時採用のパラリーガルのそれよりも大きいとされている。しかし、常勤採用のパラリーガルのなかでも、所属する部署によって、その業務範囲にはばらつきがある。そのため近年では、より経験があつて、それ故に大きな責任を担うパラリーガルを‘legal assistant’と呼んで、通常のパラリーガルと区別する傾向にある。業務内容としては、臨時採用のパラリーガルが行う上述の業務に加えて、クライアント、相手方当事者、バリスターとの連絡、パートナー弁護士付きの業務、合意書や通信記録の作成準備、企業調査、法律問題に関する情報収集、文書の管理、他のパラリーガルの監督といったことも行う。

¹⁶ 1963年に設立された Institute of Legal Executives は、2012年に Chartered Institute of Legal Executives へと名称を変更した。

¹⁷ 前述のとおり、ILEXは結成以降、法律専務職員の資格の授与を行うようになった。正式な資格を取得して法的な業務を行うようになった者を、本稿ではパラリーガルの定義から除外しているため、ILEXに名称を変更して以降のこの団体に属する者は、パラリーガルではなくなったと評価したい。

¹⁸ *supra* note 12, p 153.

¹⁹ Taylor Root, *2001 Survey of Paralegals in UK and US Law Firms in London*
<http://www.thelawyer.com/businesswatch/surveys/pdf/TR.pdf>.

③ 上級パラリーガル

上級パラリーガルとされる者は多くはなく、このレベルのパラリーガルはより高度な業務を任される。法律の業務に加えて、仕事の分配や、若手のパラリーガルの教育、指導、人員の補充といったパラリーガルのチームをまとめあげる管理職的な職務も期待される。

3. 不動産権譲渡専門弁護士 (Conveyancer) ²⁰

不動産権譲渡専門弁護士は、イングランド・ウェールズに特有の法律専門職であって、不動産譲渡に際し、付随する法律問題を専門に扱う職種である²¹。ソリシターよりも安価であるため、利用者からするとアクセスしやすいとされる。不動産取引に関する業務はソリシターが高額の弁護士費用で独占していたため、より安価なサービスを求める世論の高まりに応えるかたちで、Administration of Justice Act 1985 が制定され、本法の第3章の定めにより、不動産権譲渡専門弁護士が新設された。この改正を受けて、1987年より、ソリシターは不動産取引関連業務につき、不動産権譲渡専門弁護士と競争しなければならない状況に置かれるようになった²²。

a 不動産権譲渡専門弁護士の成立に関する歴史的経緯 ²³

英国において、長年不動産の売買契約は、ソリシターの職域であり、彼らがその市場を独占していた。しかし、契約当事者が契約の手続きをすることが可能になり (the acceptance of do-it-yourself conveyancing), 1987年には不動産売買に際してソリシターがその手続きの受任を独占することを廃止する立法がなされた。その結果として、不動産権譲渡専門弁護士が新しく不動産売買を扱う専門の法律家として登場したのである。不動産売買に関しては、不動産権譲渡専門弁護士の依頼人は、ソリシターのそれと同等の保護を受けることができるようになった。

b 不動産権譲渡専門弁護士の業務 ²⁴

²⁰ 不動産権譲渡専門弁護士の人数については明らかにすることができなかった。

²¹ 『英米法辞典』田中英夫編集代表 (東京大学出版会・1991年) は conveyancer を「barrister または solicitor であって、その業務を主に conveyance (不動産権譲渡) 関係のものに専門化している弁護士をいう。イギリスでは古くは Inns of Court の一員で、barrister の資格を得るまでの間、Inn から許可を得てこうした業務のみを行う者が少なくなかったが、現在では廃止されている。」と説明するが、現在では、バリスターもしくはソリシターの資格は必ずしも必要ではなく、不動産権譲渡専門弁護士は独立した法律専門職である。

²² *supra* note 4, p 808.

²³ 成立の過程に関しては、以下のサイトを参照した。

Munday's

http://www.mundays.co.uk/about_us/cpnveyancer.aspx

不動産権譲渡専門弁護士の一般的な取り扱い業務は不動産取引全般に渡る。情報収集をしたうえで、対面・電話・手紙・メールなどで依頼人その他と打ち合わせすること、現在の主流であるコンピュータ上のオンライン事件処理手続きシステムを用いて手続きを行うこと、依頼人の要望を正確に把握して、常に依頼人の利益を守るように心がけること²⁵、受任条件、業務委託料（報酬）の概算、経費の明細を送付すること、不動産登録庁(Land Registry)に提出する書類もしくは、当該土地が登記されていない場合には、権原証書を取得し、確認すること、売買契約の草案を作成・確認をすること、契約の相手方の不動産権譲渡専門弁護士と条件について合意を取り付けること、関連する法律・財務文書を照合、送付、確認をすること、売買契約を成立させ、財務上の全ての手続を適切に進めること、当該財産が借地である場合には、売買契約、もしくは譲渡抵当権の変更に際し土地の所有者の合意を取り付け、賃料および手数料(service charge)の配分につき検討することなどが挙げられる。こういった一般的な業務に加えて、特殊な業務も請け負う。たとえば、地方自治体の都市計画・不動産賃借契約・地役権・捺印契約・譲渡抵当権に供されていないか、土地税、洪水や地盤沈下に対する脆弱性、しっかりと作られていない建築の構造や修繕に対する責任といった項目に当該不動産が該当しないか、といった項目について、契約締結前に調査をすることは、非常に重要な業務である。また、譲渡抵当権に関する貸主からの指示を受けて確認し、求められた特定の業務を請け負うこと、売買契約、譲渡抵当の証書を準備すること、譲渡抵当の資金を授受すること、不動産登録庁で印紙税の支払いをし、依頼人と貸主の登録を行うことも不動産権譲渡専門弁護士の業務範囲に含まれる。

c 資格の取得²⁶

学士号取得者であれば専門分野を問わず、不動産権譲渡専門弁護士の資格の受験資格を有する。但し、会計およびファイナンス・ビジネスおよび経営・土地、不動産の管理・法律学・建築設計(planning)・測量の学位を有している場合、高等一級技術検定(HND: Higher National Diploma)に合格している場合、ファンデーションコースの修了学位がある場合には、資格取得の可能性が高くなる。

イングランドおよびウェールズにおいて、不動産権譲渡専門弁護士の資格を得るために

²⁴ 業務内容に関しては、以下のサイトを参照した。

<https://www.prospects.ac.uk/job-profiles/licensed-conveyancer>

²⁵ ただし、詐害行為によって利益を得ようとする行為(potential fraud)やマネーロンダリングに対しては、注意しなくてはならない。

²⁶ 資格取得に関しても、以下のサイトを参照した。

<https://www.prospects.ac.uk/job-profiles/licensed-conveyancer>

は、Council for Licensed Conveyancers ・ CLC Qualification²⁷に合格しなくてはならない。これは、まず CLC の学生として登録をし、ソリシターもしくは研修を終えた不動産権譲渡専門弁護士の指導のもと、最低でも二年間（3・4 年が一般的）の実務研修を受けつつ、CLC 所定の試験に合格することが求められる。研修中には、パートタイムで講義を受ける方法と、遠隔地で教育を受ける方法とがあり、どちらでもよい。しかし、まず、Introduction to Law and Legal Method と Introduction to Conveyancing の 2 科目について、(おそらく教員による)総合評価と学科試験とで及第点を取る必要があり、土地法と契約法に関しては学科試験に合格しなくてはならない。この要件を満たしたのちに、「不動産譲渡法と実務」「土地所有者と権利者」「会計」の 3 科目に関し総合評価と学科試験に合格する必要がある。この段階に達して初めて 'first licence' の資格を得たと認められ、雇用主のもとであればサービスを提供することができる。ただし、'first licence' の資格だけでは、独立して営業することはできない。

'full Council for Licensed Conveyancers' の資格を得るためには、更にいくつかの要件を満たす必要がある。GCSE で、英語を含む科目で Pass を 4 つ取得 (grades A to C に相当) していれば、大学卒業資格を有していなくても CLC の研修および受験には参加することが可能であるが、個人的資質や能力の方が、どのような科目を履修してきたかということよりも、より重要である。しかし、実際には多くの不動産権譲渡専門弁護士はソリシター²⁸もしくは公認の法律専務職員 (chartered legal executive)²⁹ の有資格者である。'full Council for Licensed Conveyancers' の有資格者になれば、独立して業務を請け負うことができるようになる。

d ソリシターと不動産権譲渡専門弁護士の違いについて³⁰

ソリシターがあらゆる法分野をその領域とするのに対し、不動産権譲渡専門弁護士は土地・不動産関係のみをその職域とする。不動産権譲渡専門弁護士の報酬は総じてソリシターに比較して安価である。不動産権譲渡専門弁護士の平均的な年収は経験の浅いもので £16,000 to £20,000 程度、3 年以上の経験を積んだ不動産権譲渡専門弁護士は £25,000 to £50,000 程度、管理職になれば £35,000 and £55,000 程度、独立すれば £60,000 以上の収入が見込まれる。また、ソリシターは the Law Society に所属するのに対し、不動産権譲

²⁷ [http://www.clc-uk.org/students/The-CLC-Qualification-\(1\).aspx](http://www.clc-uk.org/students/The-CLC-Qualification-(1).aspx).

²⁸ ソリシターの資格があれば、不動産権譲渡専門弁護士の扱う職域はカバーできるはずである。おそらく、不動産権譲渡専門弁護士の資格を取得したのちに、ソリシターの資格を取得するのではないというのが現在の仮説である。今後の研究で明らかにしたい。

²⁹ 本稿Ⅲ. 1. を参照。

³⁰ Home Owners Alliance を参照した。

<http://hoa.org.uk/advice/guides-for-homeowners/i-am-buying/finding-the-right-solicitor-or-conveyancer/>

渡専門弁護士は Council for Licensed Conveyancers に所属しなければならない。多くの場合、大手のローファームは事務所内不動産権譲渡専門弁護士を雇っており、業務を担当させている。上記のとおり、'first licence'の資格を有する不動産権譲渡専門弁護士の大部分はローファームに所属しているが、これ以外にも地方自治体や不動産を扱う企業に籍を置く者もいる。しかし、有資格者(full license holder)の多くは、独立して、もしくは1,2名のパートナーとともに事務所を立ち上げている。

しかし、特に難しい案件の場合は、不動産権譲渡専門弁護士ではなくソリシターに委任することが望ましいとされている。売買契約が検討されている不動産に賃貸借契約の延長が絡んでいる場合、境界内に紛争が生じている場合、売り主が離婚をしようとしているために、夫と妻を両者がそれぞれ代理人を立てる場合などが、例として挙げられる。また、物権法以外の法律問題が、取引に影響してくる場合にも不動産権譲渡専門弁護士は単独では案件を扱うことができず、ソリシターに依頼しなくてはならないとされる。

4. 公証人 (Notary) ³¹

公証人は、イギリスで最も古い法律専門職である。公証人はイングランドおよびウェールズで、最古の有資格の法曹であり、そして最も規模の小さい職能集団とされる。現在では、イングランド・ウェールズにおよそ 850 人が存在し、そのうち大多数の 800 人が職能集団である The Notaries Society に登録している ³²。

公証人は the Court of Faculties of the Archbishop of Canterbury によって任命され、the Master of the Faculties の定める規則を遵守しなくてはならない。公証人が遵守すべき規則は、ソリシターの行動規範に非常に似通っている。すなわち、公証人はクライアントの金銭を、自身の財産から分けて保管しなければならない、厳格な実務上の規則および行動規範に従わなくてはならない。公証人は資格を維持するためには毎年更新をしなくてはならず、前述の規則に従って行動する場合にのみ、更新が許可される。

a 公証人の取り扱い業務

公証人の手を介さねばならない文書は数多く存在し、これらが主な公証人の業務である。具体的には、外国籍の弁護士の権能を国内で有効にする手続き、移民・移住の目的であることを証明する書類の認証手続き、国外での婚姻・就労申請の書類の認証手続き、企業・

³¹ 公証人については、主に以下のサイトを参照した。

<http://search.thenotariessociety.org.uk/>.

³² <https://www.thenotariessociety.org.uk/pages/the-notarial-profession>.

ビジネスの文書、国外での契約、国外の子会社設立を認証する手続き、国外で作成された遺言書を検分し、遺産管理をする業務、が挙げられる。この他に、公証人以外の複数の職種と共有する職域として、2007年 The Legal Services Act の定めるところによると、契約書の作成（不動産売買のうち特に法律に関するもの）・検認・公証行為・宣誓の管理なども公証人の業務の一部である。

b 歴史的背景 ³³

公証人はローマによる占領時代から存在してきたのではないかとされており、ノルマン時代には、確実にイングランドに存在したとされる。1237年発行の Papal General Council はその当時、公証人は存在しなかったとしているが、その直後には既にローマ法王の管轄する公証人とイギリス帝国の管轄する公証人との両方が存在していたことは既に証明されている。14世紀になるまでには、イングランドの国王とその法廷は、公証人を英国風にアレンジすることを模索しており、以前はローマ法王の受遺者が公証人の任命を行っていたが、1533年 Ecclesiastical Licences Act はカンタベリー大司教にその任命権を与えた。

現在、イングランドおよびウェールズの公証人を規定するのは、1801年および1843年 Public Notaries Acts, 1990年 Courts and Legal Services Act, そして2007年 Legal Services Act である。

c 資格の取得 ³⁴

1998年 The Notaries (Qualification) Rules が、the Master of the Faculties によって定められ、2013年に改正された規定が、今日イングランドおよびウェールズの公証人の資格を規定している。本規則は、イングランドおよびウェールズにおいて公証人として業務を行うためには以下の3点を満たさなくてはならないとする。(1) 21歳以上かつ本規則の定める要件を満たすこと、(2) 忠誠宣誓を行い、かつ1843年 Public Notaries Act 7章が求めるその他の要件を満たすこと、(3) 最高裁判所のソリシターもしくはバリスターであること、または学位を取得していることの3点である。これに加えて、公証人になろうとする者は、以下の科目につき一定以上の成績を収めなくてはならない。

- (1) 憲法
- (2) 財産権法
- (3) 契約法

³³ Nigel Ready, *Brooke's Notary 13th edition*, London, Sweet & Maxwell, 2009.

³⁴ 資格授与の詳細な規定は、www.facultyoffice.org.uk に詳しい。

- (4) EU 法
- (5) 大陸法導入としてのローマ法
- (6) エクイティーと信託法
- (7) 国際私法
- (8) 不動産取引
- (9) ビジネス法とその実務
- (10) 遺言, 検認, 管理 (Administration) ³⁵
- (11) 不動産取引の実務 (為替手形を含む)

公証実務を学ぶケンブリッジ大学大学院の Diploma を修了すれば, 修了生は公証人の資格を得ることができる。入学許可の審査に際しては, 適性と人格の証明をしなければならず, 専門家のための損害保険に加入する保証を示さねばならない。その後に, 公証人は最短でも 2 年間の実務研修を実務経験豊かな公証人の指導のもとに受けなくてはならず, 指導にあたった公証人は the Faculty Office に担当した公証人についての報告をしなくてはならない。こうした実務研修と並行して, 公証人は the Faculty Office が開講する授業も受講しなくてはならない。

なお The Notaries Society は, 資格授与の規定には関与していないし, 資格を授与する権限も有しない。

5. 弁理士 (Patent Attorney) ³⁶

弁理士は, 当該発明が新しいか, 革新的かを検討し, 特許の申請の資格を有しているかを判断する。特許権の出願書面を作成するのをその業務とし, また, 知的財産法の知識を身につけているため, 個人発明家・発明をした企業が特許を取得できるよう手続き面でサポートをし, 当該特許権が侵害されたときには守ることをその職務とする。特許は政府によって認定され, 最長で 20 年間, この権利を独占的に実施することができる。弁理士の資格は, その登録をもって認められる有資格の法律職である。ほとんどの弁理士は勅任弁理士 (chartered patent attorney) とヨーロッパ弁理士 (European patent attorney) の資格も同時に有しているし, 商標弁護士の資格も有している者も一部にはいる。勅任弁理士の資格を有する者は 2000 人以上, 修習生も含めると 3500 人以上が業務を扱っているとされる ³⁷。

³⁵ 受託者・遺言執行者・遺産管理人が信託財産あるいは遺産を管理すること。

³⁶ 弁理士については, 以下のサイトに依拠した。

<https://www.prospects.ac.uk/job-profiles/patent-attorney>

また, CIPA のチーフエグゼクティブを務める Lee Davies 氏にも調査に際してはご助力いただいた。

³⁷ <http://www.cipa.org.uk/about-us/>.

a 弁理士の取り扱い業務

個人の発明家をクライアントとするか、企業をクライアントとするかによっても、弁理士の職務は異なるが、一般的には、以下のことを職務とする。発明者や製造者と当該発明物やその工程について話し合い、特許が付与されるか否かについて確認をすること、以前に特許を付与された発明を含めて、科学的・技術的文書を分析し、当該発明が斬新で、革新的かを評価すること、正確な法律用語で発明の詳細を説明し、特許出願の資料を作成すること、Intellectual Property Office (IPO)および European Patent Office (EPO)から特許の出願をすること、特許審査官のから送付された報告書に対応すること、特許出願および更新の締め切りに間に合うように時間管理をすること、ソリシター・バリスターと協力してイギリスの特許を守り、実施すること、EPO または Intellectual Property Enterprise Court (IPEC)において訴訟手続を行うこと、外国の特許出願に際しては、外国籍の弁理士に対し助言を行うこと、依頼人のビジネスが他者の特許権を侵害していないか確認をし、助言すること、特許が売買もしくは譲渡された場合、特許の譲渡手続きを行うこと、知的財産の分野における法の動向を追うこと、特許以外の例えば意匠特許や商標登録についても、助言を行うこと、実務研修を受けている弁理士の指導を担当することなどが挙げられる。

b 資格取得

弁理士の実務研修を受けるには、理系科目（科学，工学，技術科目）の学位を求められることが多い。一定期間の実務研修と学科試験への合格が、弁理士としての登録要件である。なお、Intellectual Property Regulation Board (IPReg)が、これを管轄している。

資格取得は、大まかに、基礎と完全習得と二つの段階に分類することができる。基礎レベルでは Patent Examination Board (PEB) Foundation Examination のうち、5つの科目に合格するか、もしくは IPReg-approved course を一つ修了するか、いずれか一方である。近年、IPReg-approved course を設置している大学として、Bournemouth University, Brunel University, Queen Mary, University of London がある。実際には、弁理士の資格の習得には4年から6年かかるとされる。

大学院の学位は不可欠ではないが、弁理士の大部分は博士号を取得している。また、European Patent Office (EPO)の行う試験を受験して、ヨーロッパ弁理士の資格も取得している弁理士も多くいる。ヨーロッパ弁理士の指導のもと、3年間の実務経験を積み必要があり、加えて学科試験を受験して、Institute of Professional Representatives (EPI) に登録することが可能になる。また、EPO の公式言語である英語・フランス語・ドイツ語、

また日本語・中国語といった言語の習得も、大きなアドバンテージになる。

c キャリアパス

主な就職先として、個人事務所と、大手企業があり、食品・自動車・バイオ・重機など、企業の職種は多岐にわたる。また、これ以外に、少数ではあるが、Ministry of Defence (MoD)といった国家機関で働くことも可能である。

d 資格取得後の職能開発

資格取得後も、年に一度 Continuing Professional Development (CPD) と呼ばれる職能開発研修を受けることが義務付けられている。この研修は講習やオンライン上の講義 (webinar) の受講でもよい。こうした講習は、Chartered Institute of Patent Attorneys (CIPA)などによって開催され、特許法や知的財産権法に関連するものや、経営・指導などに関するものである。また、CIPA Journalのような雑誌に目を通し、イギリスおよび海外の特許を取り巻く現状を把握することも必要である。多くの弁理士は、Fellows of CIPAに登録し、勅許弁理士 (Chartered Patent Attorney) の肩書を取得している。

6. 商標弁護士 (Trade Mark Attorney) ³⁸

商標弁護士は、クライアントの商標権を守るために助言を行うことを業務とする。商標登録に際しては、既存の商標であれ新規の商標であれ、法的なサポートを提供し、クライアントがそのブランドの同一性を保護しなくてはならない。また、商標弁護士は、著作権・登録意匠・ライセンスなど、商標登録以外の知的財産権に関しても助言を行うことができる。

商標とは、個人もしくは法人の製品やサービスを特定するものであって、ロゴや形状、会社の名前や匂いでさえも、含む。多国籍企業から地元の小規模事業にいたるまで様々な規模の企業によって利用されている。1500 人程度が後述の職能団体である Chartered Institute of Trade Mark Attorneys (CITMA) に登録している ³⁹。

a 資格取得

知的財産を扱う部署のある多くのローファームは、修習生として学士号取得者を受け入

³⁸ 商標弁護士については以下の二つのサイトを主に参照した。

<https://www.citma.org.uk/home>

<https://www.prospects.ac.uk/job-profiles/trade-mark-attorney>.

³⁹ https://www.citma.org.uk/about_citma/about_citma.

れ、実務の修習を行いながら資格取得に必要な学科科目の習得を目指させる。修習生は、複数の有資格の商標弁護士の直接の指導を受け、業務に関連する法律と実務の取り扱いを学んでいく。

商標登録の審査官もしくはパラリーガルなどの関連職務での実務経験がある場合を除き、資格取得のためには最低でも **Lower Second Class Honours (2:2)**⁴⁰の成績を取っていることが必要になる。法学部出身の方が、修習生として採用されやすく、また、法学部出身の場合は、一部の試験は免除される。

有資格者もしくはその他の適切な専門家の指導を受けつつ最低でも2年間の修習を修了しなければ、商標弁護士としての資格は授与されない。また、ITMAに登録したうえで、修習期間中に **Queen Mary, University of London** の開講する一年間の定時制の商標法と実務の修了証明 (**Postgraduate Certificate Trade Marks Law and Practice**) もしくは **Bournemouth University** が3週間週末のみオンライン開講する知的財産の修了証明 (**Postgraduate Certificate Intellectual Property**) にいずれか一方と、**Nottingham Law School** の開講する商標実務の修了証明試験に合格しなくてはならない。ソリシター・バリスターの資格を既に取得している者については、その者の知的財産分野での経験によって、法律関連の受講や実務の修習の一部について免除を申し立てることができる。

b 商標弁護士になる人々の職歴

大手の法律事務所であっても一年に複数名の修習生を採用することはあまりないため、商標弁護士になることは、かなり難しいことだといえるだろう。総じて、大学で法律やマーケティング関係を専門に学んだ学生が採用されやすく、商標登録の審査官もしくはパラリーガルとしてのキャリアは、この職種への足掛かりとして、非常に好ましいとされる。

c 資格取得後のキャリア

資格取得後には **Intellectual Property Regulation Board (IPReg)** への登録を経由して、通常の **CITMA** の会員として正式に登録することができる。また、資格取得後も年に一度、16時間の職能開発プログラムに参加しなければ、資格の更新はできない。このプログラムは、商標法の改正や実務に関する近時の変更などに対応するためであり、資料に目を通すだけではなく、**CITMA** などの機関の提供するプログラムに参加し、発言をし、修習を行うことが求められる。

⁴⁰ **Lower Second Class Honours (2:2)**は、英国の大学学部における5段階の成績評価のうち上から3番目の順位を示す。上から順に、**First Class Honours (First or 1st)**, **Upper Second Class Honours (2:1)**, **Lower Second Class Honours (2:2)**, **Third Class Honours (Third or 3rd)**, **Ordinary degree (Pass)**の5段階が存在する。

商標弁護士としての資格を取得後、まずは知的財産の専門部門を抱える事務所、もしくは自社の商標問題を取り扱う専門部門を有する大規模企業に所属することになる。自動車や食品の製造販売を担う企業や、自社商品の商品名そのものに大きな価値があるような国内外の企業などが、こうした大規模企業として例示される。また、こうした一般的なキャリアに加えて、特定分野ごとに専門の部門を設けている事務所もあり、そうした事務所では、科学・工学・ヘルスケア・薬学・テクノロジーなどといった専門分野に対応することが求められる。

7. 訴訟費用査定士 (Costs Lawyer) ⁴¹

イングランド法における訴訟費用査定士は、訴訟費用 (legal costs) 一般の算定等を取り扱う職種である。制定法とコモン・ローに基づいて算定されるソリシターやバリスターなど法律上の代理人の報酬のほか、全ての分野の法に関連する費用、費用が関連するすべての法律問題を扱う。訴訟費用査定士は、ソリシターやバリスターが手掛ける訴訟の費用算定には必要不可欠な存在といえる。訴訟費用査定士は、訴訟費用に関連する訴訟を追行し、CPR43 条から 48 条の定める全ての事項について裁判記録を閲覧する権能を有する。また、訴訟費用に関する訴訟手続を傍聴することもできる。

なお、訴訟費用査定士の所属団体は、従前 the Association of Law Costs Draftsmen と言ったが、2011 年 1 月より the Association of Costs Lawyers (ACL) にその名称を変更した。訴訟費用査定士の正確な人数は明らかにできなかったが、少なくとも 585 人が、the Association of Costs Lawyers に登録している。

a 資格取得

2007 年に訴訟費用査定士という職種が新設され、以降 2011 年までの 5 年間、2007 年までに law costs draftsman として 5 年以上のキャリアがあり、また the Association of Costs Lawyer's training course に合格したものに関しては、本協会の会員 (Fellow of the Association) として認められた。訴訟費用査定士として正式に認められるためには、an advocacy course を受講することが義務付けられていた。

しかし、制度改革がなされ、資格授与の手続は変更された。協会の会員ではない者は 3 年間の職業訓練のコースを受講し、学科試験と実技試験の両方に合格しなくてはならない。加えて、5 年以上のキャリアを積むことが必要とされる。

⁴¹ 訴訟費用査定士の詳細については、主に下記の 2 つのサイトに依拠した。
<http://www.associationofcostslawyers.co.uk/>.

b 取り扱い業務

訴訟費用査定士が扱う業務の範囲は3つに分類される。①訴訟の当事者間に生じる訴訟費用の算定、②クライアントがソリシターに対して支払う弁護士費用の算定、③法律扶助制度(legal aid)を用いて訴訟を提起した場合の訴訟費用一般の算定である。

①訴訟の当事者間に生じる訴訟費用の算定

一般的に、敗訴当事者は、勝訴当事者に対して訴訟費用を支払う命令を受けることになる。しかし、この訴訟費用の額が合意に至らない場合に訴訟費用査定士が算定する。支払いをする当事者は、当該明細が裁判所に提出される前に、支払いに納得できない部分の明細を提示する。この手続を"detailed assessment"といい、当事者の申立てに従って、裁判所が、適切な額を言い渡すこともある。訴訟費用査定士は、こうした手続と訴額算定に必要な業務に携わる。また、訴訟費用査定士は、ソリシターの依頼を受けて、訴訟費用の面で助言を与えたり、訴訟費用の中間申請を行う手助けをしたりすることもある。

民事訴訟における「勝訴なければ、支払いなし」という民事訴訟の原則は、法律事務所とクライアントとの成功報酬契約であり、敗訴した場合には、敗訴当事者は自身の弁護士に報酬を支払う必要はないとの理解に基づいている。しかし、勝訴の場合には、クライアント基本的な弁護士費用に加えて、成功報酬と呼ばれる上乗せ金を支払わなくてはならない。イングランド法では、成功報酬は基本的な弁護士費用を超えてはならないと定められている。

②クライアントがソリシターに対して支払う弁護士費用の算定

また、依頼人がソリシターに対して支払う費用も存在する。ソリシターに支払う費用としては、争訟費用 (contentious business) と非争訟費用 (non-contentious matters) とに分類され、それぞれに異なる非常に複雑な規定に基づいて算定される。争訟費用とは、訴訟に関連する業務を指し、非争訟費用とはそれ以外の業務、たとえば不動産売買、検認⁴²、一般的な法律上の助言などを指す。ソリシターの弁護士費用に納得しないクライアントは、これを争うことができる。クライアントとソリシターとの両者がその結果に満足しない場合、もしくは弁護士費用が争訟費用にあたる場合には、ソリシターでもクライアントでも一方が裁判所に対し、この算定を申し立てることができ、この場合、訴訟費用査定士は、詳細な明細をもとに査定額を算定することを請け負う。また、ソリシター、もしくは依頼人からの依頼を受けて、適正価格につき助言を行うこともある。

⁴² 法定の方式に従って遺言能力のある遺言者によって作成された遺言として証明され裁判所によって確定されること、またはそのような遺言であるかどうか、その有効・無効を確定する手続をいう。

③法律扶助制度(legal aid)を用いて訴訟を提起した場合の訴訟費用一般の算定

ソリシターが公的資金の補助を受けるクライアントの弁論を担当する場合、ソリシターへの支払いがなされる前に、裁判所もしくは the Legal Services Commission が、その請求明細を決定する。訴訟費用査定士は提出書面の用意を請け負う。

c 職務規定と職能開発

ACL は通常定款・行動準則・規則・準則を設けており、所属する会員は常に遵守しなければならない。新しく任命された者は、これらを全て読み、遵守することに合意することが求められる。全会員は、毎年 12 時間の職能開発の研修を受けなくてはならない。

また、機関誌 Costs Lawyer が定期的に発刊され、会員は、業務に関連する実務・規則・法の近時の動向を追うことができる。

IV. まとめにかえて

本稿では、イングランド・ウェールズにおいて、バリスター・ソリシター以外の法律専門職にこういったものがあるかを調査し、法律専務職員・パラリーガル・不動産権譲渡専門弁護士・公証人・弁理士・商標弁護士・訴訟費用査定士を、そういったリーガルサービス・プロバイダと定めることにした。その中でも、法律専務職員・不動産譲渡専門弁護士・商標弁護士・訴訟費用査定士は、日本には資格としては存在しないように見受けられ、非常に興味深い。こういった幅広い職種の人々の提供するリーガルサービスが、市民の法へのアクセスにどのような影響を及ぼしているのか全く不明であるし、また当該資格そのものの職域が実際にはどこまでなのか、不明なままの部分も多く残っており、研究課題は山積している。また、イングランドにおける公証人の資格授与の過程も全く日本とは異なっており、これが公証人制度に与える影響についても更に研究を進めたい。